

油濁基金 だより

No. **56**
1994.8



財団法人 漁場油濁被害救済基金



海岸の一斉清掃作業風景

平成5年3月26日、鹿児島県中種子町地先海岸に小粒で柔らかいオイルボールが大量に漂着、再流出して磯建網や根付資源に被害の恐れがあり、地元漁業者により海岸の清掃を行った。

目 次

(寄稿)

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1 国際油濁補償基金の解説(その3)／小川 洋一 | 1 |
| 2 海洋汚染の現状等について／星 澄男 | 8 |
| 3 平成6年度漁場環境保全新規予算の概要／鈴木 光夫 | 18 |

(随想)

- | | |
|-------------------------|----|
| 神田駅西口界限の昼食風景／森 安良 | 23 |
|-------------------------|----|

(基金記事)

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 平成5年度事業の概要 | 26 |
| 2 平成5年度漁場油濁被害発生図 | 31 |
| 3 平成5年度漁場油濁被害発生状況一覧表 | 32 |
| 4 中央審査会の動き(平成6年度第1回審査会) | 34 |
| 5 労務費及び漁船用船費の改定について | 35 |
| 6 地方審査会委員名簿 | 36 |
| 7 評議員の委嘱について | 43 |
| 8 役員の改選について | 43 |

- | | |
|-----------------|----|
| (官庁等人事異動) | 44 |
|-----------------|----|

(編集後記)

(寄稿)

国際油濁補償基金の解説（その3）



弁護士 小川 洋一

（その3） 目 次

XII 現行補償制度の改正

1. 改正理由と84年議定書の成立
2. SDR の採用
3. 国際総トン数の採用
4. 空船タンカー
5. 油流出の恐れある場合の適用
6. 適用範囲を締約国領海及び200海里経済専管水域とした
7. 船主責任制限の性質の変化
(UNBREAKABLE LIMITATION)
8. 船主に対する補填の廃止
9. 船主責任制限額の大幅引き上げ
10. 国際基金の補償限度額の大幅引き上げ
11. 92年議定書

XII 現行補償制度の改正

1. 改正理由と84年議定書の成立

民事責任条約、基金条約ともに、成立してから既に20年以上経過している。その間、世界的インフレ、法制度の変化、金融制度の変化があり、一言にしていえば、現行補償制度が時代遅れになった。また数々の事件処理の経験から、制度自体の欠陥も認識された。民事責任条約は1969年に成立し、1975年に発効し、基金条約は1971年に成立し、1978年に発効し

た。その発効の年にアモコ・ガジス号事件が発生し、さらに1980年にはタニオ号事件が発生した。この両事件共に、国際基金の補償限度額を超えるものであった。これは、民事責任条約、基金条約が採択された当時では、被害者救済に十分と思われていた国際基金の補償限度額が必ずしも十分でないことを認識させた。法制度については、1976年海事債権についての責任の制限に関する条約が成立し、船主の責任制限が大幅に引き上げられた。世界金融制度において、いわゆる金本位制が崩れ、国際通貨基金（IMF）は国際通貨制度上、金本位制を廃止した。そこで、為替変動の影響を受けることがもつとも少ないSDR（国際通貨基金の特別引出権 Special Drawing Right）が、国際取引の重要な単位となった。民事責任条約、基金条約共に成立当時の金フランを計算単位としているが、その基になる金フランの各国に於ける公定レートがなくなつたため、混乱を生ずるおそれがでてきた。民事責任条約は船主責任制限額を、その当時の一般事故における船主責任額（57年条約）より高く定めたが、76年条約の成立と共に民事責任条約の責任制限額の方が低くなり、さらに民事責

任条約上の制限額が単純な船舶トン数比例で計算されるため、小型タンカーの場合船主の責任制限金額が極めて低く、国際基金の補償額が事件全体の損害額に占める割合が高くなり、石油業界の不満が生じた。改正の最大の目的は、国際基金の限度額が被害者保護の見地から十分でないという認識から、国際基金の補償限度額の引き上げと石油業界の不満から船主責任限度額を引き上げる事であったが、さらに、従来の経験から認識された民事責任条約、基金条約の不合理な点も改正の対象となった。

民事責任条約、基金条約の改正は、1980年頃より関係者間で問題とされ、1984年の外交会議で、この両条約の改正に関する1984年議定書が成立した。これを一般的に84年議定書という。以下主要改正点を述べる。

2. SDRの採用

現行民事責任条約、基金条約共に制限額、補償額について金フランを基準単位としている。しかし金本位制度廃止に伴い金フランの各国通貨に対する公定レートが存在しなくなった。国際基金では内部規則によって1SDRを15フランとして、實際上SDRを使用しているが、条約上金フランが計算単位となっているから、日本のように計算単位を政令で定めている場合、それを国際基金の内部規則で変更することは出来ない。また、金フランの公定レートがないことを理由に、

金フランの純金の含有率を基に金フランの市場価格で計算する、というような主張もでてくる（HAVEN）。現在の一般船舶に適用される76年責任制限条約がSDRを採用している事からも、SDRの採用は当然の成り行きといえる。SDRと円との換算レートは毎日変動するが、特定日のSDRの換算レートはその日の日本経済新聞の夕刊にでている。

3. 国際総トン数の採用

76年責任制限条約は、計算基準としての船舶のトン数として国際総トン数を採用している。現行の基準トン数は、純トン数に機関室の容積トン数を加えたものであるが、国によって、純トン数、総トン数の算定方法を異にする。そこで不公平が生じないように国際総トン数を計算の基準とした。国際総トン数は、一般的に言って総トン数より大きく、旧責任制限トン数は総トン数より小さい。従って一般的に言って国際総トン数の採用により責任制限金額も高くなる。

4. 空船タンカー

現行制度は、持続性油積載中のタンカーからの油排出にのみ適用される。これは、荷主たる石油業界の拠出金で補償しようという制度の趣旨を厳格に考えたためと思われる。しかし、空船タンカーでもスロップ等が残り完全にタンククリーニングが終わらない限り、残油、ダーティバラストの油分が大量に残っている。この事を考えれば、空船タンカーを除外する

必要性はない。この点は現行制度発効の時以来議論されていたことである。84年議定書は、空船タンカーも適用の対象とすることを定めた。しかし、荷主の拠出金という原則はあくまで守り、空船タンカーといっても、油輸送後の航海中のタンカーに限り、且つ輸送した油の残留物が無いことを立証した場合は依然除外される事としている。

5. 油流出のおそれある場合の適用

現行制度では、対象となる事故とは「汚染損害をもたらす出来事」という事であったため、現実には油が流出した場合に限るのか、油流出のおそれある場合も含むのか、解釈に委ねられていた。これは特に防除措置費用の関係で重大な相違をもたらす。改正では、事故とは「汚染損害をもたらす、又は損害を引き起こす重大かつ差し迫ったおそれをもたらす」出来事として、現実の油流出を適用の要件としないことを明確にした。

6. 適用範囲を締約国領海及び200海里経済専管水域とした

現行制度では、適用範囲は締約国の領海に限られていた。そのため、領海外の漁業区域で油流出があり、この区域に出漁出来なかった場合の漁業者の休業損害は対象とされていなかった。この点を改め、200海里以内の経済専管区域も適用対象とした。

以上は、民事責任条約、国際基金共通の改正点であり、具体的事件を通じての

経験から認識した制度の欠陥、解釈上の疑義、時代遅れの制度等を改めたものである。

7. 船主責任制限の性質の変化

(UNBREAKABLE LIMITATION)

現行民事責任条約における船主の責任制限は、前述したとおり、「船主自身の故意過失」があった場合は打ち破られ、船主は無限責任を負うことになる。今回の改正でもこの点も一般船舶に関する76年条約と同じ条件として、現実にはあまり起こり得ない事情がある場合を除き、原則として船主の責任制限を認めることとした。

船主責任制限が認められないのは、(1)船主自身の故意により汚染損害が発生した場合、(2)損害の発生を認識しながらとった船主自身の無謀な行為により汚染損害が発生した場合に限られる。そしてこのような事態は先ず考えられない。

8. 船主に対する補填の廃止

改正の動機の一つに船主負担額と国際基金（荷主一石油業界）負担額の不公平、即ち、国際基金負担割合が多すぎるという考えがあり、さらに一般船舶の責任制限額が76年条約で引き上げられたことにより、当初民事責任条約、基金条約を制定したときのような事情がなくなったこともあり、船主に対する補填を廃止した。

9. 船主責任制限額の大幅引き上げ

民事責任条約の責任制限が低きに失するという批判は、民事責任条約制定の時

予想しなかった（見逃した）小型タンカーの事故の多発から出たものであり、特に内航の小型タンカーの多い日本の事情を民事責任条約制定当時十分認識していなかったためと思われる。以下に国際基金の扱った事件の概要を掲げるが、その事件リストをみればその事情が理解できると思われる。

民事責任条約、基金条約は、船主の責任制限額を大幅に引き上げ、それを越えた汚染損害を基金条約で補償することを目的としたものであるが、船主責任制限額の大幅引き上げの比較の対象となったのは、1957年の船主責任条約（57年条約）であった。しかし、76年条約が成立、発効すると、大幅に引き上げたつもりの制限額が、逆に低くなるという矛盾が生じた。76年条約の定める責任制限額は、物の損害だけについてみても次の通り民事責任条約の制限額より高い。

500トン以下の船舶

167,000 SDR ¥25,050,000

30,000トン迄 SDR 167/トン加算

30,000から70,000トン迄

SDR 125/トン加算

70,000以上 SDR 83/トン加算

76年条約も国際総トン数を適用しているから、民事責任条約上のトン数より多少大きくなるが、それを考慮しなくても、別表1に示す日本の事故中、3件以外は全て500トン未満のタンカーであるから、その責任制限額は、167,000SDR（¥

25,050,000）となるから、タンカーの船主責任制限額を大幅に引き上げることにならず、逆に一般船舶より引き下げていることがわかる。3件の500トンを超えるタンカーに関しても、国際総トン数を考慮すると、同様なことが言える。

そこで、国際条約の本来の目的に合わせるように民事責任条約上の船主の責任制限額を次の通り引き上げた。

5,000トン迄の船舶

SDR3,000,000 ¥450,000,000

5,000トン以上の船舶

SDR 420/トン加算

限度最高額

SDR59,700,000 ¥8,955,000,000

84年議定書による責任制限額は、最低4億5千万円、最高89億5千5百万円とした。この改正で殆どの事件が船主責任制限額内で収まるようになり、国際基金は大事故のみに関係することになった（以上の邦貨換算1SDR=¥150としているが、SDRは日々に変化するから注意が必要である）。

10. 国際基金の補償限度額の大幅引き上げ

現行制度の改正の最大の目的は、国際基金の補償限度額を引き上げることであった。84年議定書は、国際基金の補償限度額を1億3千5百万SDRとした。現在のSDRとした。現在のSDRの価格で計算すると2百2億5千万円となる。過去の事件でこの限度額に達した事件は、

エクソンバルデス号事件意外にはなくて、同事件の異常性から考えて、当面はこの限度額を超える事件は発生しないという配慮がある。(別表2)

さらに締約国3ヵ国の拠出油量が6億トン以上になった場合、その期間中の限度額は、2億SDR(邦貨300百億円)となる。これは、米国が国際基金に加盟しない限り実現不可能であるが、米国の動向は遠い将来はともかく、当面加盟しようがないので實際上考慮の対象とならない。

11. 92年議定書

84年議定書は10ヵ国の加盟があり、そのうち6ヵ国は100万トン以上のタンカー保有国である場合に発効するとされていた。この発効要件は米国の加盟がない限り成立しないものであり、従って、84年議定書は米国の加盟を前提として採択された。そして当時米国も加盟の意向を示していた。しかし、1990年に発生したエクソンバルデス号事件でヒステリー状態を起こした米国は、米国油濁法という独自の立法をし、84年議定書に加盟しないことが明白になった。そのため84年議定書は発効の見込みがなくなった。

しかし、環境問題が世界の重大な関心事となってきている社会情勢、国際世論の中で、すでに被害者保護に充分でないと認識されている現行制度に対して、何らかの手当を必要とするという共通の認識があり、そこで84年議定書の取扱いをめぐって協議が重ねられた。そして結局

84年議定書の内容は変更せず、その発効要件を変える事とした1992年議定書が採択された。要するに1992年議定書は、84年議定書が米国の加盟がなくとも発効するように発効要件を改めたものである。92年議定書の採択により、条約としては92年議定書一本にまとめられた。

この発効要件の緩和によって、民事責任条約については、100万トン以上のタンカーを保有する国4ヵ国を含む10ヵ国の加盟により改正条約が発効する。また基金条約については、加盟国8ヵ国でその拠出油量が450万トンに達したときに発効する。この要件緩和により、米国が加盟しなくても92年議定書は発効する。但し、日本が加盟しなければ発効しない。米国が加盟しないことは特に日本にとっては重大な問題である。即ち、世界最大の油受取量を有する米国が参加しないため、日本の拠出金負担額は、最近の1992年においても、28.89%に達する(基金条約発効当時は45%以上にまで達していたが、基金条約加盟国の増加に伴い暫減してきた)。しかし、日本の国際協力が世界的に叫ばれているなかで、日本がその負担が多いことを理由に基金条約の改正に反対することは出来ない。そこで日本は、拠出金の上限(CAPPING SYSTEM)を定める事を主張し、結局、拠出金の上限は27.5%と定められた(これは経過措置的に定められたもので、条約発効後5年経過した時点で廃止される

(但し、それ以前に抛出油量の総量が7 で廃止される))。

億5千万トンに達した場合にはその時点

以上

別表1. 国際基金の関与した国内事件

Summary of Incidents

(31 DECEMBER 1992)

単位千円

船名	年	GT	制限額	船主負担額	基金負担	%
第8宮丸	79	997	37,710	28,283	149,538	84
第5鮎崎丸	79	19	845	634	10,400	94
昭和丸	80	199	8,123	6,092	105,136	95
豊成丸	80	983	35,766	26,824	222,264	89
第11須磨丸	81	199	7,396	5,547	8,276	60
第2潮田丸	82	161	6,304	4,728	72,672	94
第8福德丸	82	499	20,844	15,633	368,943	96
第1英幸丸	83	999	39,446	29,584	34,597	54
KOEI M No. 3	83	82	3,092	2,319	27,755	92
第8常島丸	84	38	965	724	16,851	96
第3興峰丸	84	199	5,386	4,039	95,458	96
第1岬春丸	85	68	1,896	1,422	26,599	95
第1日出丸	87	19	608	456	1,999	81
第13太洋丸	88	86	2,477	1,858	6,754	78
第一春日丸	88	480	17,015	12,761	4,254	25
第58つばめ丸	89	74	2,972	2,229	19,160	90
第103亀福丸	89	59	1,727	1,295	8,718	87
第3大東丸	90	93	2,495	1,872	6,114	77
第10和栄丸	90	121	3,475	2,606	61,872	96
第3富士丸	90	199	5,352	4,078	5,448	57
第2はと丸	90	31	803	602	1,289	68
第12北南丸	91	209	3,524	2,643	6,145	70
第86海幸丸	91	499	14,660	10,995	93,068	89

(注) 表右欄の%は基金負担割合

別表2. 国際基金の関与した外国事件

Summary of Incidents

(31 DECEMBER 1992)

邦貨概算：事故当時の対円レート

単位千円

船名	年	GT	制限額	船主負担額	基金負担	%
ANTONIO GRAMSCI	79	27,694	591,473	443,605	2,827,669	86
TARPENBEK	79	999	43,762	32,826	258,155	89
TANIO	80	18,048	414,180	414,180	7,774,923	95
FURENAS	80	999	15,311	11,483	90,157	89
JOSE MARTI	81	27,706	598,617	448,963	658,679	59
ONDINA	82	31,030	1,008,038	756,029	1,386,527	65
PATMOS	85	51,627	1,722,981	1,292,236	2,400,712	65
JAN	85	1,400	36,252	27,189	235,605	90
BRADY MARIA	86	996	26,944	20,208	25,038	55
THUNTANK 5	86	2,866	65,802	49,351	23,903	33
TOLMIROS	87	48,914	1,150,000	862,500	2,602,220	75
AMAZZONE	88	18,325	1,330,595	997,947	456,199	31
VOLGONEFT 263	90	3,566	81,213	60,910	13,949	19
BONITO	90	2,866	61,696	46,272	82,235	64
RIO ORINOCO	90	5,999	134,767	101,062	1,462,950	52
PORTFIELD	90	481	10,272	7,704	131,267	94
VISTABELLA	91	1,090	13,800	10,350	886,692	99
AGIP ABRUZZO	91	98,544	2,130,700	1,598,025	2,510,787	61

(注) 表右欄の%は基金負担割合

海洋汚染の現状等について

海上保安庁警備救難部海上公害課

企画係長 星 澄男

はじめに

海上保安庁では、海洋汚染の監視や各種の調査を通じて、海洋の汚染の状況の把握を行っています。

本稿では、これらの活動を通じて収集したデータに基づき、平成5年の海洋汚染の発生状況を中心に、我が国周辺海域における海洋汚染の現状等について紹介します。

1. 海洋汚染の発生状況について

(1) 海洋汚染発生確認件数

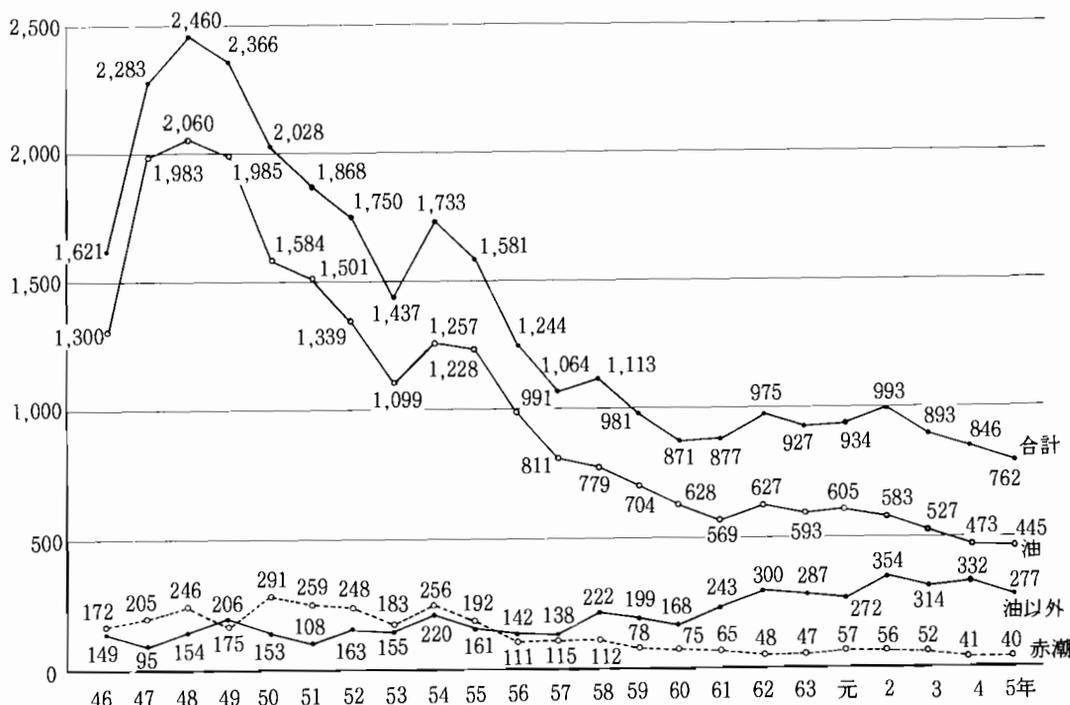
海上保安庁では海洋汚染の発生の状況

を把握する指標の一つとして、毎年、「海洋汚染発生確認件数」を集計し、公表しています。

「海洋汚染発生確認件数」は、我が国周辺海域で発生した海洋汚染について、巡視船艇、航空機等による監視によって、海上保安庁が自ら発見し、または、皆様からの海洋汚染発見の通報に基づいて巡視船艇、航空機等を現場に派遣してその発生を確認したものを、発生の件数の面からとらえたものです。

(2) 海洋汚染発生確認件数の推移

図1 海洋汚染発生確認件数の推移



海洋汚染発生確認件数の推移は図1に示すとおりで、昭和48年の2,460件をピークとして減少傾向を示しており、平成5年には、昭和48年の件数の約三分一である762件にまで減少し、過去最低の数値を記録しています。

これは、海洋汚染の大部分を占めていた油による汚染の件数が20年の間に2,060件から445件に減少してきたことによるものです。

(3) 平成5年の海洋汚染発生確認件数

イ 油による汚染

平成5年における油による汚染は、445件で、海洋汚染発生確認件数全体の約6割を占めています。

これを海域別に見ると、大阪湾を含む瀬戸内海が最も多い138件で、次いで、本州南岸58件、東京湾55件となっています。〔図2〕

また、排出源別では、船舶357件、陸上21件、その他2件、排出源不明65件となっており、排出源不明のものも、そのほとんどが発見場所や浮流状態から見て船舶から排出されたものと推定されることから、油による汚染の大半は船舶に起因するものであると言えます。〔図3〕

排出源が判明している380件についてその原因を見ると、バブル操作ミス、タンク計測不適切といった作業中の取扱不注意によるもの(152件)や故意排出によるもの(118件)など、人為的要因によるものが大半を占めています。〔図4〕

ロ 油以外のものによる汚染

平成5年における油以外のものによる汚染は277件で、海洋汚染発生確認件数全体の約36%を占めており、その内訳は、廃棄物221件、有害液体物質39件、その他工場排水等が17件となっています。

これを排出源別に見ると、陸上158件、船舶75件となっており〔図5〕、その原因のほとんどが故意排出によるものです。〔図6〕

ハ 赤潮

平成5年における赤潮の発生は40件で、海洋汚染発生確認件数全体の約5%を占めており、主として、伊勢湾、九州沿岸等で確認されています。〔図2〕

2. 廃油ボール漂流・漂着調査の結果について

(1) 廃油ボール漂流・漂着調査

前述の「海洋汚染発生確認件数」は、海洋に排出された油や廃棄物などによる海洋汚染が発生した件数の面からとらえたものですが、海上保安庁では、このほかに、油による海洋の汚染の状態を知るために、海域や海岸線に一定の調査区域を設定し、その区域に漂流または漂着している廃油ボールの状況について定期的な調査を行っています。

この調査は、「国際連合教育科学文化機関・政府間海洋学委員会 (IOC)」が策定した「海洋環境汚染全世界的調査」(GIPME)の一つである「海洋汚染モニタリング計画」(MARPOLMON)に

図2 海洋汚染発生確認件数の海域別内訳（平成5年）

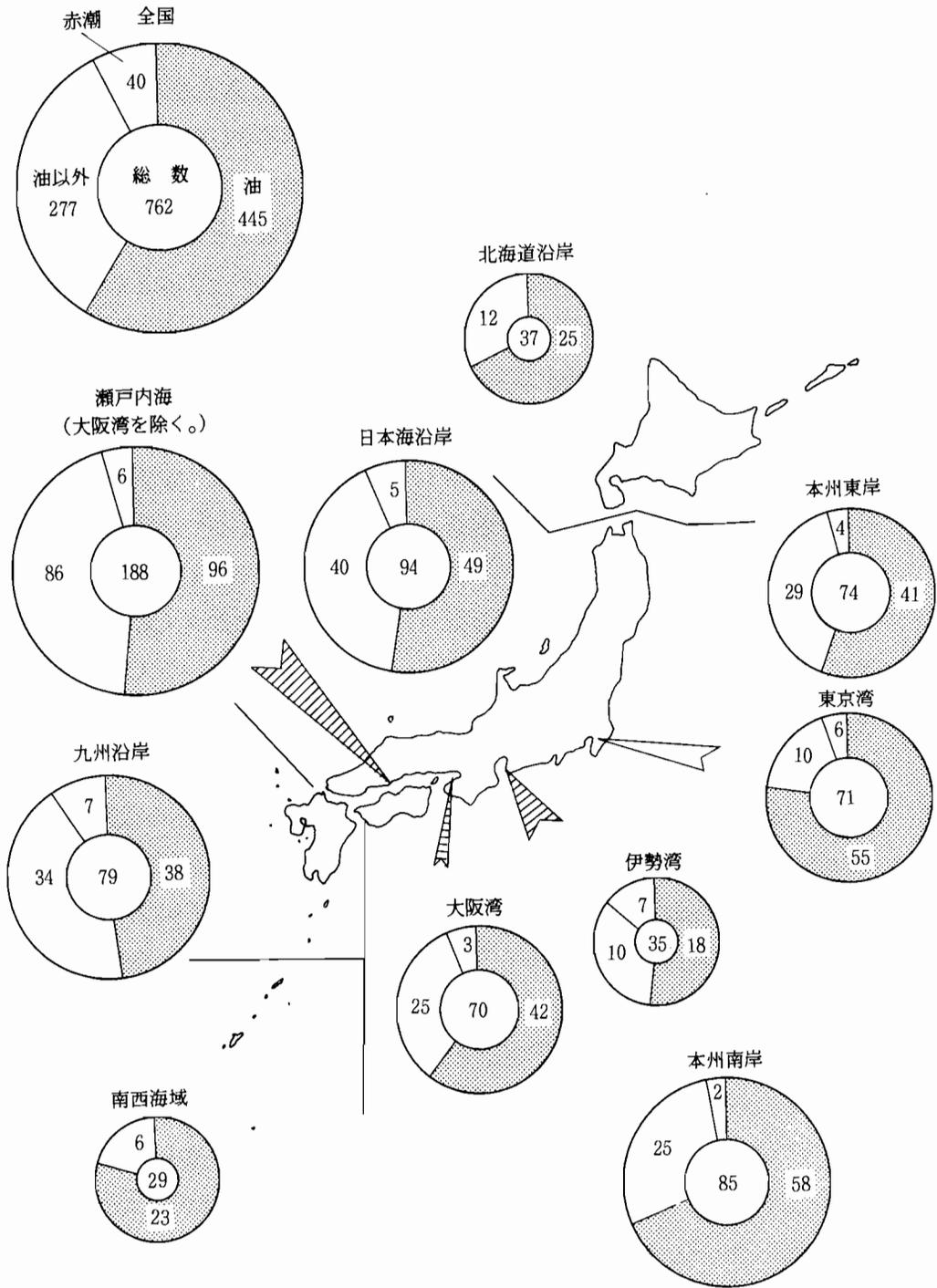


図3 油による汚染（排出源別内訳
平成5年）

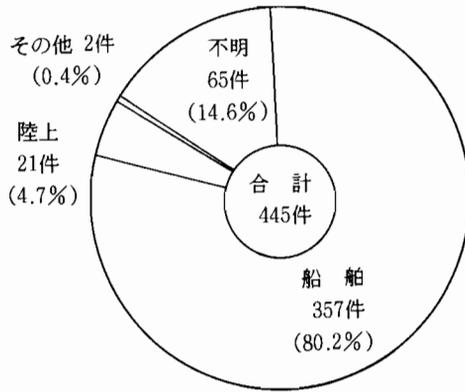


図4 油による汚染（排出源が判明したものに係る原因別内訳 平成5年）

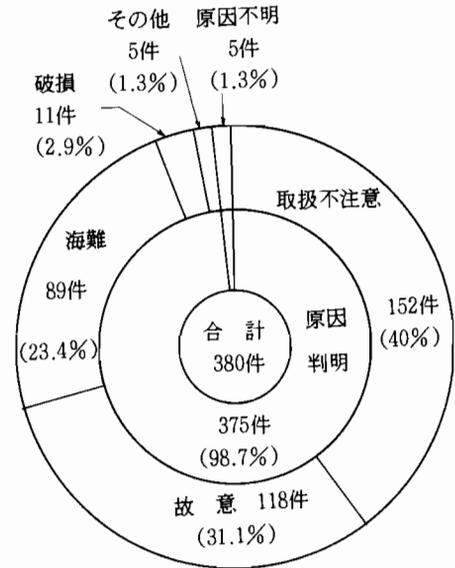


図5 油以外のものによる汚染（排出源内訳 平成5年）

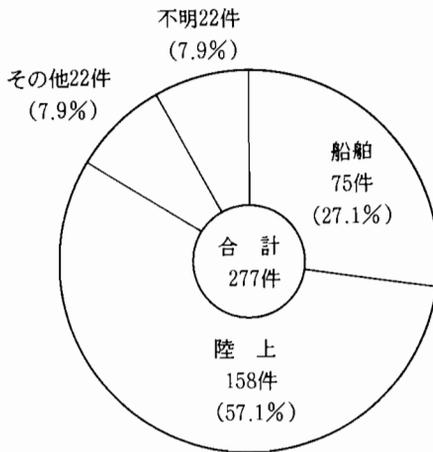
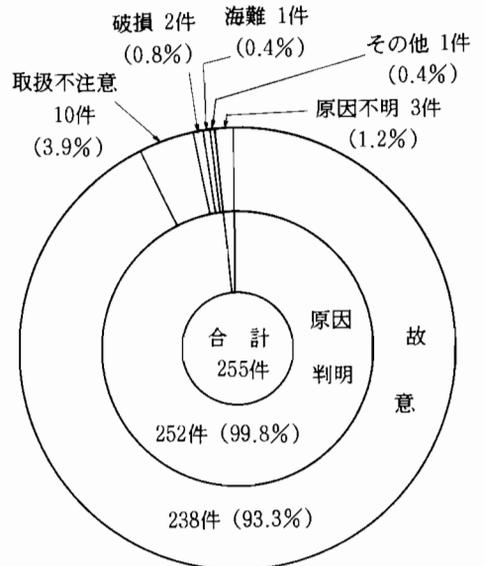


図6 油以外のものによる汚染（排出源が判明したものに係る原因別内訳 平成5年）



基づいて行われているもので、国際的に統一された調査手法が用いられています。

具体的には、漂流調査については、我が国周辺海域に設定した15か所の定線上〔図8〕で、巡視船が、定期的に、特殊なネットをえい航して漂流廃油ボールを採取し、これらの重量を測定しており、また、漂着調査については、我が国の主要海岸28か所に設定した調査区域〔図8〕で、定期的に、漂着した廃油ボールの重量等を測定しています。

なお、これらの調査結果は、海上保安庁水路部海洋情報課（日本海洋データセンター）を通じて世界各国に提供されています。

(2) 廃油ボール漂流・漂着調査の結果

廃油ボールの漂流・漂着調査の結果は図7に示すとおりで、昭和50年代前半までは、かなりの量が認められていましたが、その後は急激に減少し、昭和60年以降は、低いレベルでの推移が続いています。なお、平成4年には、漂流について増加が見られましたが、平成5年のデータでは、漂流・漂着ともほぼ過去最低のレベルまで回復しております。

また、海域別に見ると、廃油ボールの漂流・漂着は、タンカールートである南西諸島、本州南岸、日本海沿岸等で比較的多く確認されています。〔図8〕

おわりに

昨年11月には「環境基本法」が公布・施行され、海洋環境保全についても地球的な取組みが必要であると位置づけられ、

図7-1 漂流廃油ボール調査平均採取量の推移

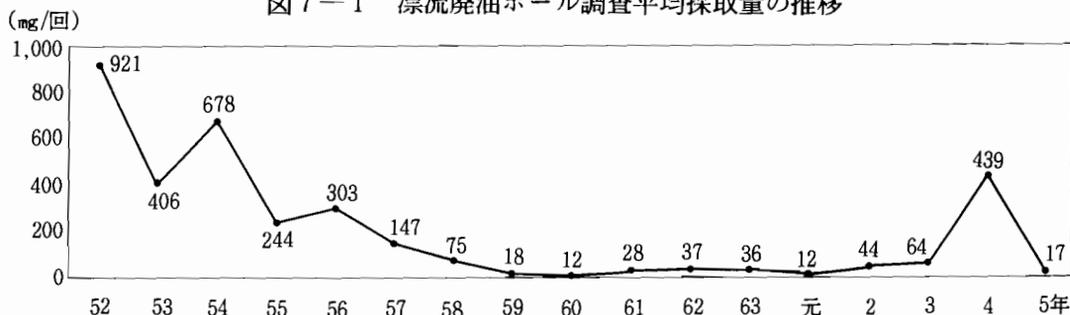


図7-2 漂着廃油ボール調査総採取量の推移

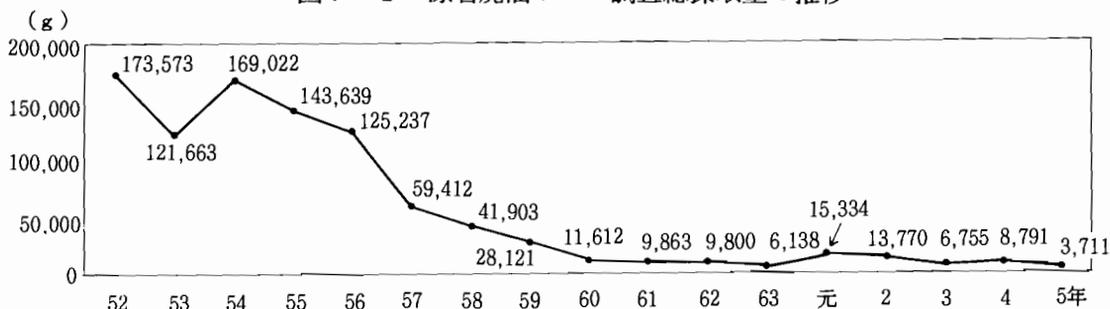
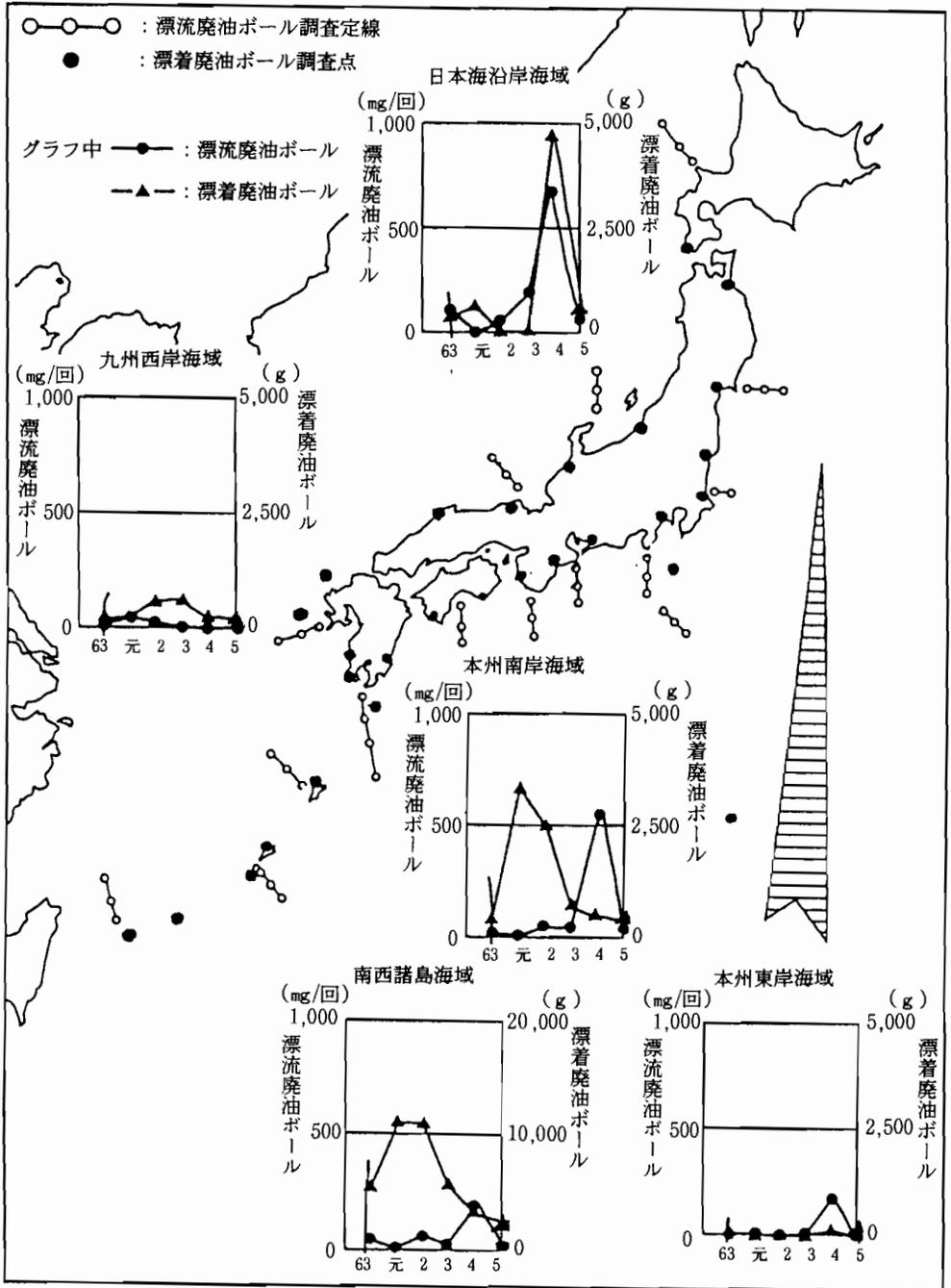


図8 日本周辺海域における廃油ボールの漂流・漂着調査結果



国、地方公共団体は無論のこと、国民についても環境への負荷の低減に努めるべき責務が規定されました。

海上保安庁は、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、「海洋汚染防止推進週間（6月5日～11日）」に伴う諸行事の実施や「海洋汚染防止講習会」の開催等様々な活動を展開し、広く一般市民に対して海洋汚染防止思想の普及・啓蒙に努めています。また、6月と11月の年2回海上公害事犯一斉取締りを公開で行い、関係法令の励行を呼びかけております。

しかしながら、「青い海」を未来に残すためには、皆様のご理解とご協力が不可欠であることは言うまでもありません。今後とも、上記行事への参加、汚染発見の際の最寄りの海上保安部等への通報等につきまして、皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

[本年6月に実施した海洋汚染防止推進週間および海上公害事犯一斉取締りの実施結果は別紙の通りです。]

[別紙] 海洋汚染防止推進週間及び海上公害事犯一斉取締りの実施結果

海上保安庁は、「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月5日(日)から11日(土)までの一週間を「海洋汚染防止推進週間」と定め海洋汚染防止について指導活動を展開し、これに続き12日(日)から22日(木)までの間、「公開一斉取締り」を実施した。

この両期間中、全国で、巡視船艇延べ2,609隻、航空機延べ195機等を出動させ、指導・取締りを行ったが、その結果は次の通りであった。

1. 「海洋汚染防止推進週間」中の実施結果

本週間中には、スローガンを記したポスターを全国各地で掲示する等のほか、海上保安官が、船舶、旅客船乗り場、マリーナ、漁業協同組合等を訪問し、海事・漁業関係者、海洋レジャー愛好者のほか広く一般市民に対しても、リーフレットを配布する等して、

- (1) 廃船、排気物の投棄禁止、適正処理
 - (2) 船舶における燃料油等の取扱い作業に伴う流出事故の防止
 - (3) 船舶内で発生する廃油、有害液体物質を含む洗浄水等の適正処理
- 等に重点をおいた集中的な指導を行った。

この期間中、海上保安官が訪問し指導した船舶の総数は、2,742隻（うち外国船舶73隻）であった。

2. 「公開一斉取締り」の実施結果

本取締りの期間中に、海上、海岸のパトロールを強化し、集中的な取締りを行い、全国で304件（昨年379件）の海上公害関係法令違反を検挙した。各事犯毎の内訳は次のとおり。

- (1) 廃船投棄事犯 113件（昨年189件）

このうち FRP 廃船投棄事犯
56件（昨年67件）

- (2) 廃棄物投棄事犯 66件

廃棄物の総量
629トン（昨年2,320トン）

- (3) 船舶からの油・有害液体物質排出事犯
64件（昨年63件）

- (4) 臨海工場からの汚水排出事犯
1件（昨年1件）

- (5) その他の事犯 60件（昨年61件）

※ その他の事犯とは、船舶の油記録簿備付け違反等をいう。

3. その他参考事項

- (1) 第六管区、第七管区海上保安本部で、廃船の適正処理の促進を目的として実施中の「廃船指導票」貼付による撤去指導の実施状況は次のとおりであった。（5月1日から6月22日まで）

貼付隻数 300隻
（うち FRP 廃船127隻）

撤去隻数 104隻
（うち FRP 廃船 25隻）

★ 廃船指導票	
この船舶の状態は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第43条第1項（船舶の廃棄の禁止）の規定に違反しているので、関係者は、適正な処分又は管理を早急を実施するとともに、下記まで連絡して下さい。	
年 月 日 海上保安部	
処理済	連絡先

- (2) 主な検挙事例

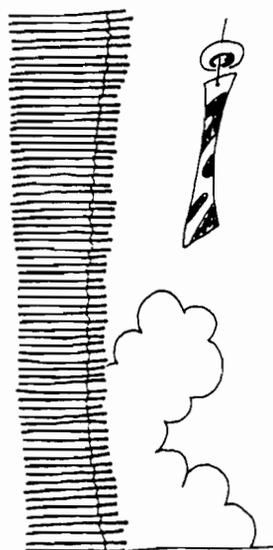
「バンカーミスによる油流出事例」

- 貨物船の機関長が、港に着岸中の同船において給油船から重油（A 重油40%、C 重油60%のブレンド油）を給油するに際し、受入れタンクの計測をして同タンクの油の残存量を把握しておく必要があるにもかかわらず、これを怠り同タンクの容量を超える油を給油したため、オーバーフローし付近海域に重油約50ℓを流出させたもの。
- 冷凍運搬船の二等機関士が、港に着岸中の同船において油の移送作業を行うに際し、移送先のタンクの計測をして同タンクの残存量を把握しておく必要があるにもかかわらず、これを怠り、同タンクの容量を超える油を移送したため、オーバーフローし付近海域に燃料油である A 重油約100ℓを流出させたもの。
- 押船の船長が、作業台船のウインチを運転するため起動用スイッチを操作しようとしたが、同ウインチ用スイッチに隣接して設置してある燃料移送ポンプ用スイッチを誤って操作して、燃

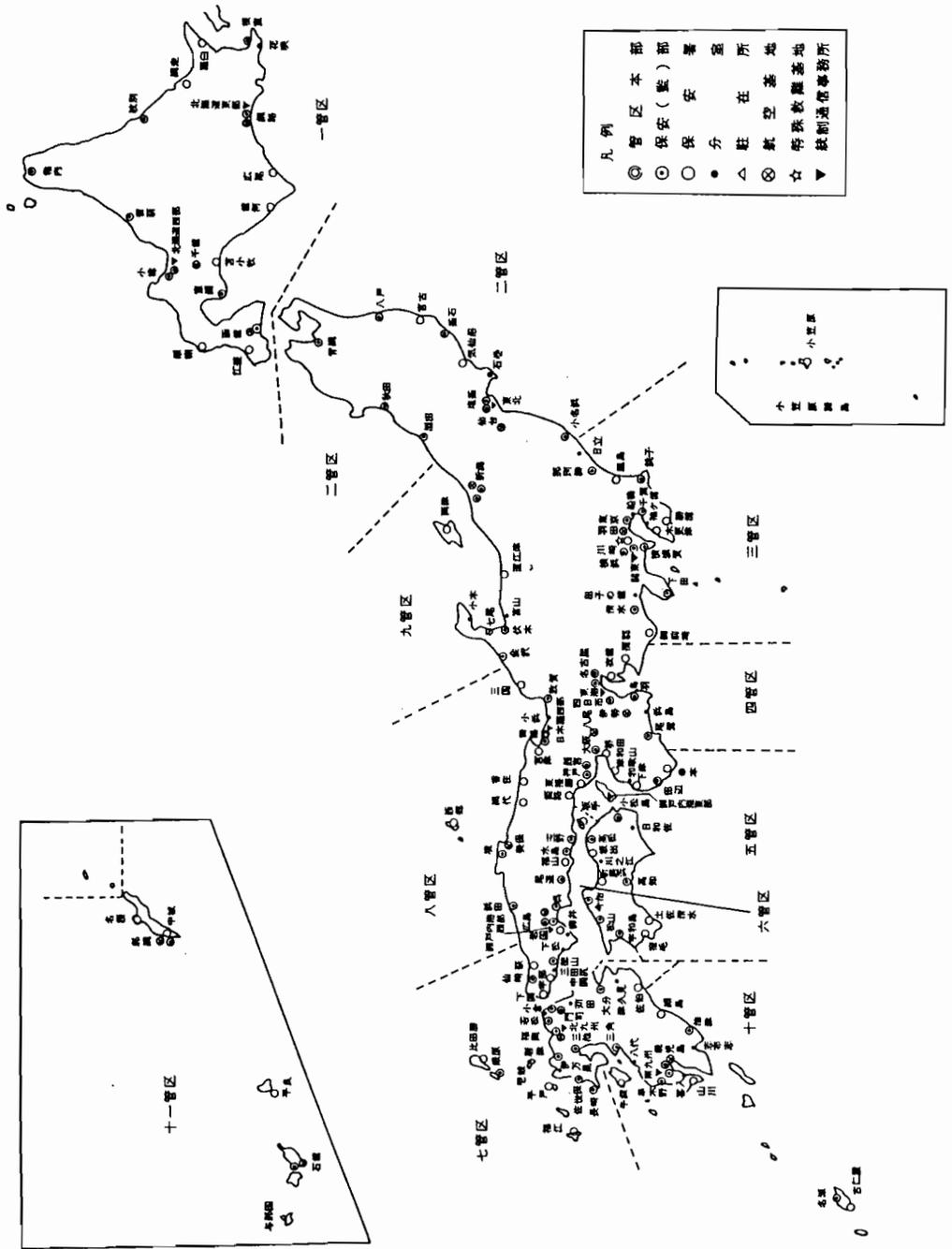
料タンクの容量を超える油を移送したため、オーバーフローし付近海域に燃料油である A 重油約30 ℓを流出させたもの。

「非現認油違法排出事例」

- タンカーの機関長が、ビルジ（船底にたまる油性混合物）を直接海洋へ排出できるようバイパスパイプを設け、夜間、沖合海域で2回にわたり同パイプを使用してビルジ計750 ℓを排出したもの。同人を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」違反容疑で検挙した。



[参考] 海上保安庁地方支分部局配置図



平成6年度の漁場環境保全新規予算の概要

水産庁研究部漁場保全課

指導第二係長 鈴木 光夫

平成6年度の漁場環境保全対策関係予算については、近年の厳しい財政事情にも拘わらず、いくつかの新規予算が認められましたので、その概要を報告致します。

1. 漁業系資材リサイクルシステム事業費

(委託事業) 予算額12,583千円

沿岸域は、漁業資源(海洋生物)の再生産、漁業活動、国民の憩いの場等として重要な役割を果たすべきであるにもかかわらず、漁業生産活動に伴って発生する漁業系廃棄物をはじめ、原因者不明の廃棄物が膨大に発生・排出されており、その防止及び処理の対策が社会的な問題となっています。

こうした問題が生じた背景には、廃棄物の中に漁業系資材が含まれることが多いことから漁業者の問題として考えられがちで地方自治体をはじめとする取り組みが少なく、漁業者のみでの解決が資金的・体制的・技術的に困難であり、また、発生量も多くしかも塩分等を含むことから、既存の廃棄物処理施設での処理が難しい等の理由が考えられています。

しかし、この問題の解決は、漁場及び

漁港・漁村における環境の保全や、水産資源の保護といった観点等から必要不可欠であるとともに、最近の社会情勢からも早急な対応が求められていることから、不用になった漁業系資材の有効利用を図るため再資源化、再利用化等を推進させることを考慮した、総合的な処理システムを構築するための調査・研究を行います。

2. 海の生態系と漁業に関する調査費

(委託事業) 予算額67,459千円

海洋の役割としては、多くの生物の生息環境であるとともに、いわゆる“水サイクル”を通じる地球規模での熱交換の主要部分であり、更に最近では炭酸ガスの物理的、生物的とりこみが地球温暖化の抑止に大きく寄与していることが、評価されてきているほか海上交通の場、レクリエーションの場として古くから我々人類にとってなくてはならない機能をもつものとしてとらえられています。

漁業はこのうち海洋生物の再生産力を活用する産業ですが、最近、海洋生物の利用について国内外の環境保護団体から捕鯨や流し網等我が国公海漁業が海洋生態系の機能保存等に十分配慮していない

点を指摘されてきています。具体的には、漁獲対象生物の資源量にみあった継続可能な漁獲や漁獲対象外の野性生物の混獲の防止等が強く求められ、これに応えていかなければ我が国の公海漁業の存続が脅かされるまでに至っています。

これら国内外の環境保護団体の主張に応え我が国の漁業の存続を図るためには、海洋生態系機能の解明が不可欠な状況となってきました。

このため、例えばまず我が国沿岸域において基礎生産を支える光合成生物（植物プランクトンと藻類）への栄養塩類の供給源の一つである海洋の深層水や森・水田から流出する陸水の果たす役割等を解明し、陸域も一体とした沿岸生態系の機能保全が、我が国漁業の存続には必要不可欠であることを周知していくことが肝要です。

このことから

- a. 深層水と森林・水田の海への栄養塩類・鉄成分の供給機能
- b. 森林や水田が海（特に藻場、干潟、サンゴ礁、潮間帯）の光合成生物などの海の生態系に及ぼす機能
- c. bの機能を妨げている河川工作物の堆砂機能、湛水機能
- d. 基礎生産量（光合成生物の生産量）及び二次生産量（動物プランクトンの生産量）からみた責任ある漁獲のあり方
- e. 漁業と漁獲対象外野性生物・環境保

全の関係についての調査を行い、国民に対する海や渚の機能の重要性の啓発を行い、近年先駆的に漁業者により実施されている植林や海浜保全などの自主的な運動の促進を図るものとします。

また、併せてこれらの調査結果から海洋生態系の機能を十全に活用し、継続的に行い得る漁業のあり方を描くことに努めることとしています。

3. 海域特性による赤潮被害防止技術開発試験費

（委託事業） 予算額107,868千円

近年、新種の赤潮プランクトンの発生が確認されるなど、赤潮プランクトンの多様化、発生海域の広域化がみられ、赤潮発生予知手法の確立、赤潮発生防止策の開発が求められています。

このため、瀬戸内海等で大きな漁業被害をもたらしたシャットネラ属赤潮については、これまでの調査により原因プランクトンの年間生活史等が明らかになり、赤潮発生予知手法の開発が進められていますが、今後、新種の赤潮発生予知手法の精度向上を図るため、プランクトンの増殖速度と赤潮発生海域の海水交換についての調査を進め、赤潮発生機構の解明を図るとともに、赤潮発生原因である海域の富栄養化を防止するための、沿岸域の自浄機能を利用した漁場環境の浄化システムの開発を行います。

4. 水生生物保存対策調査

(委託事業) 予算額38,752千円

近年の水生生物保存の世論に鑑み、環境庁版レッドデータブックに記載されるなど、その保存が特に社会的に要請されている海亀、リュウキュウアユについて調査、検討を行います。対象とする海亀は、我が国で産卵するアカウミガメ、アオウミガメ及びタイマイとし、これらに発信器を取付け、人工衛星で追跡し生息地を特定します。リュウキュウアユについては、繁殖を促進させるための良好な生息域の在り方についての検討を行います。

5. 亜熱帯生態系保全技術開発事業費

(補助事業) 予算額14,250千円

我が国の亜熱帯水域には、サンゴ礁、マングローブ域等の独特の生態系がみられ、この水域特有の漁場環境を形成しています。

一方、これらサンゴ礁域等では、陸域から流出・堆積した赤土・土砂等により生態系機能、漁場機能が著しく低下している水域も一部みられ、このまま放置すればこれら生態系漁場の回復が不可能とならざるを得ないことが危惧されています。

このため、平成4～5年度に沖縄県の一部水域で流出した赤土の除去手法の開発調査を実施してきましたが、その他のサンゴ礁、マングローブ等の分布する我が国周辺水域の生態系、漁業の特性等に

合わせた新たな手法を開発するため、工学的観点、生態学的観点から各々の手法の環境や生態系に及ぼす影響や効果等の評価を行い、順次有効な手法について実証的試験を行うとともに、その効果のモニタリングを行います。

6. 漁場環境評価メッシュ図作成等事業費

(委託事業) 予算額42,314千円

沿岸域の各種開発事業による漁場環境への影響について、事前の環境影響評価(アセスメント)が実施される場合、水質及び流況の変化の予測を行うことにより漁業への影響を間接的に評価する方法にとどまっているのが一般的ですが、漁業への影響を適切に評価するためには、当該水域が魚介類の産卵・育成にとってどのような価値を有しており、それが開発事業によってどのように影響を受けるのかを予測する必要があります。

このため、海域のもつ漁業上の価値、すなわち漁獲の場及び魚介類の産卵・生育の場としての重要性を、水域毎に評価したメッシュ図を作成します。

また、引き続き港湾計画、電源立地計画等に係わる環境影響評価書を検討し、漁場環境の保全のために必要な意見の取りまとめを行います。

以上のほか、油濁基金関係では、油濁被害防止対策事業について従来の事業に加えて新規2事業予算が認められ、次のとおり実施することになっています。

平成6年度「油濁被害防止対策事業」
予算の概要

(1) 生物的油濁処理技術開発

(平成3年度からの継続事業)

予算額27,180千円(8,610千円)

油濁事故が起きた場合、多大の被害が出るのは主に養殖漁業(特にノリ養殖)、磯根漁業であり、特に磯根資源に対する影響は、漁場環境そのものが油汚染により大きなダメージを受け長期間にわたって漁場価値を喪失することとなります。このことから、早急な漁場価値の回復を図るため、平成3年度より微生物を利用した油濁処理の技術開発を実施してきたところですが、従来の技術開発は実験室レベルの事業であり、早急に実際の海域での実用化を図ることが必要であり、このため、今までの成果を受けて実験規模を拡大試験し、実用化への段階へ一歩前進させることとしています。

(2) 回収油処理技術開発費

(平成6年度からの新規事業)

予算額4,631千円(0千円)

従来、漁場油濁被害が出た場合、ひしゃく、吸着マット等で回収した漂流油・漂着油は、回収資材等とともに、もよりの海岸等で焼却もしくは埋設処理していましたが、その際に出る黒煙、臭いあるいは埋設した油分が再度浸出するなどの2次汚染に対して、漁村住民、地元市町村の環境部局等から改善要求が出されてきつつあるのが実情です。

このため、今後、回収した油等の無公害処理技術の開発が緊急に必要な技術開発を行って行くこととしています。

(3) 外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業

(平成6年度からの新規事業)

予算額1,138千円(0千円)

原因者不明の漁場油濁被害については、漸次減少してきているものの依然として後を絶たない状況であり、より一層の取締りの強化及び近年日本近海での航行が増加してきている外国船舶への指導強化が望まれています。

このため、日本近海を航行する外国船舶の船主や、関連企業、関係国の公館等に関係法令遵守の徹底指導の要請や、日本沿岸域の漁場関係情報等を取りまとめたパンフレット・ポスター等を配布し、我が国周辺での油濁事故の削減に資することとしています。

1. 平成6年度漁場環境保全対策関係予算について

(備 考)

	6年度概 算決定額	5年度 予算額	
漁業公害対策	1,148,864千円 (1,081,770千円)	242,444 (252,972)	水銀・PCB等による魚介類の汚染実態の把握等 トドの生息・生態と被害の防止対策の調査 貝類の毒化原因調査、貝毒測定技術の開発
漁業公害調査	305,452千円 (319,008千円)	5,473 (60,563)	有害物質影響調査費 漁業有害動物(トド)対策調査費 貝毒被害防止対策事業費
漁場環境影響 調査	167,925千円 (187,509千円)	14,436 (56,618)	水産塩類構成費 大規模開放水内汚染或海漁業影響調査費
漁場環境評価メッシュ図作成等事業費	42,314 (0)	0	水域を漁獲等の観点から評価したメッシュ図の作成等
底質環境保全調査費	23,007 (23,670)	0	底質環境保全調査費
海と干潟の生物環境保全調査費	32,516 (34,227)	0	鳥獣害対策の効率的な実施のための底質改善手法の検討等
漁場保全機能定量化等事業費	0 (57,798)	0	土質保全手法の開発等 干潟等の浄化機能の定量化手法の確立等
漁場環境保全啓蒙普及事業費	17,015 (17,910)	0	漁場環境保全の重要性をマスメディア等により啓蒙宣伝 する
漁業系資材リサイクルシステム事業費	12,583 (0)	0	不要となった漁業系資材の有効利用を図るためのリサイ クルシステムの策定
FRP 船舶等漁業系廃棄物処理計画策定事業費	0 (12,546)	0	FRP 船舶等漁業系廃棄物の組織的な処理体制の整備
漁場保全対策事業費	78,119 (82,230)	0	漁場の定期的な監視、観測機器の配備、生物モニタリン グ調査等
水域環境クリンアップ事業費	94,307 (99,270)	0	漁場・海岸の美化運動を全国的に展開するとともに、沿 岸水域において陸揚物の回収を促進する
亜熱帯生態系保全技術開発事業費	14,250 (0)	0	我が国亜熱帯水域の生態系及び漁場機能を保全するため の新手法の開発を行う
赤土堆積漁場機能回復事業費	0 (11,439)	0	沖縄県沿岸漁場に堆積した赤土の除去技術開発の促進 と生分解性プラスチックの漁具への応用開発等
水生生物保存対策調査費	148,961千円 (45,000千円)	67,459 (38,752)	海の生態系と漁業に関する調査 水生生物保存対策調査費
稀少水生生物保存対策試験費	0 (45,000)	0	水生生物保存対策試験費
被害漁業者の救済	162,648千円 (149,271千円)	136,710 (143,337)	漁船を活用した地球規模の海洋環境モニタリング調査 漁場油濁被害対策費補助金
赤潮防止対策	321,728千円(333,064千円)	209,503 (214,932)	赤潮対策技術開発委託費
赤潮監視見聞事業費補助金	58,986 (62,091)	0	貧鱈水塊被害防止対策事業費
赤潮発生予測調査費補助金	53,239 (56,041)	0	赤潮発生予測調査費補助金
指導事務費	126,464 (46,311)	0	指導事務費 〃 (海洋廃棄物生物影響調査)
沿岸漁場整備開発事業(公共)のうち	1,923,500 (1,330,500)	0	沿岸漁場整備開発事業(公共)のうち
沿岸漁場環境浄化再生事業	0 (339,400)	0	沿岸漁場環境浄化再生事業
漁場環境浄化再生事業(生活関連治整)	464,837 (457,262)	0	漁場環境浄化再生事業(生活関連治整)
養殖共済赤潮特約事業	0 (457,262)	0	養殖共済赤潮特約事業
事務費	172,775千円(170,907千円) (他課計上分)	126,464 (46,311)	事務費 (開発課計上) 〃 (漁業保険課計上)
漁場環境保全 対策	1,643,367千円 (1,585,741千円)	1,923,500 (1,330,500)	

(随想)

神田駅西口界隈の昼食風景

(助)漁船海難遺児育英会

専務理事 森 安良

油濁基金のある内神田界隈の道路は、判りにくい。特に、神田駅周辺がそうである。大手町(地下鉄)から油濁基金までの道筋は、他人に教えるのにも判りやすいが、神田駅からは教えにくい。

普通、駅(鉄道)と道路は直角に交わっていると思いがちだが、神田の場合はこれが違う。斜めに交差している。

このため、駅(西口)を出て西側に真っすぐ道成りに歩いていけば、基金のあるビルにたどり着けるなどと、安易に考えているととんでもないことになる。

ハテナと思った時はもう遅い、全く基金と別の方向の広い道路に出て、さてどうしたものかと駅に引き返すことになる。

しかも、細い道路や一方通行の道がやたらと多く、飲食店や普通の商店の他、雑居事務所ビルが猥雑に連なり、この中を人と車が行き交い渾然一体とした雰囲気を醸し出している。

これがまた神田駅西口界隈の良さでもあるが、基金の連中はこの都会のジャングルを右往左往して昼食に出かけるのである。

各人の好みと旺盛な探求心もあり、毎

日が探検の連続であるが、これがまたその時の顔触れ(代り映えはしないが)により面倒臭いこととなる。

ご飯の好きな者、麺類の好きな者、肉の好きな者、魚の好きな者、魚でも生系統の好きな者、干物・焼物系統の好きな者、鰻が嫌いな者、練製品を絶対食べない者、麺類でも東京風の味付けの和そばが嫌いな者、コレステロールを気にする者、塩分を気にしている者、昼のテレビ(NHK12:45~)のため時間をかけたくない者、更に、食事の仕方が遅く時間のかかる者、猫舌の者、熱くても平気で早喰いをする者……これら各種のわがまま性を合わせ持つ連中が、勝手に言いたい放題自己主張するのだから始末が悪い。それならめいめいが好きな場所で好きに食事をすれば良さそうなものなのに、一緒に歩きたがる。結局はどこかに決まるのだが、今回は自分の主張を貫こうと決心している。

それやこれやで、知恵がついたか時間の無駄を省くための妥協が、そこは大人だから各人の好みを充たすため、いつか店を順繰りに回る事となった。今日は〇〇が居ないからあの店は止めてこの店

で良いとか、しぼりにしぼった10軒程の食堂を、そのときのメンバーに応じて調整しながら巡るように収斂されてきた。

焼魚はこの店、焼肉はこの店、中華はここ、とんかつは〇〇が居るときはあそこ、〇〇が居ないときはここ、焼魚でも〇〇の好みはここ、〇〇が居なければあそこという具合だ。

神田駅西口には、おじさんが出入りするような狭くてあまりきれいでない昼飯屋は多いが、若い女の子が好むような店は割りと少ない。従って、若い女の子には持ち帰りの弁当が重宝されているようだ。人気のある弁当屋（汁物も扱う）には長い列ができています。

特に、12:30頃になるとK外語学院の昼休みになるらしく、若い女の子が西口通りにウンカのごとくわきだしてくる。弁当も女の子の入れる店もそれまでが勝負である。基金の連中は若干早めに事務所を出て、一回目の満席になる前に目当ての店に殺到する。小さい店の人気のメニューはすぐに無くなる。10人分程度しか用意してないところもあるらしい。我々だけで品切れになる時もある。

ここで、平成5年度のメンバーの各人の食性の一端を紹介する。

最もうるさいのが全漁連から出向していたI課長（以下「I」という。）である。まず、練製品は絶対に食しない。例えば、長崎チャンポンを食べにいったとする。チャンポンにはつきもののナルト、アゲ

カマなど練製品をよりだして、どんぶりの縁に取り分けて並べる。そして、やおら残りの麺と具入りの汁を喰いだすのである。また、牛たん定食は皆の好物なのだが、彼が居るときは食べられない。塩っばいからとは言っているが、どうも嫌いらしい。

更に、食事のスピードが最も遅く、そういう奴に限って注文したものが皆より遅れて出てくる。そうすると文句たらたら急いで喰うことになる。世の中は面白い。

食事の仕方が遅いと言え、同じく全漁連出向者のH課長（以下「H」と言う。）が居る。これも遅い。しかも他の者と同じものは絶対注文せず、皆の注文を見てから自分は別のを注文する。

従って、店の都合により出てくるのも遅くなる。おまけに喰い方が遅いときている。喰いながらこれは旨いとか不味いとか、こういう喰い方が通だとか能書きが多く、ますます食事に時間がかかる。強情で意地っ張りである。

基金生抜きのM課長も食性にくせがあり変り者である。まず、麺類は好まない。中華そば屋へ行ってもご飯類しか食べない。焼さば定食でも生魚を使った焼さばは駄目で、一夜干し程度のものを好む。塩焼き魚にも必ず醤油をかける。どちらかと言え、肉類が好みで、2~3日に1回は彼のひいきの安い肉屋へ皆で行かなければならない。自分の脱いだ靴を

ビニール袋に入れて、食事の席まで各自が持ち込む形式になっている変わったところである。注文は最も安い人気メニューの焼肉定食である。ボリュームたっぷり、塩っぱい脂っこい料理である。これにも醤油をかける。

メンバーで昼食に出かける際、彼の先導で何気なくついて行くとこの店の方向へ誘導しようとする傾向があるので、他のメンバーは油断できない。見張りを十分に横へそらさないといけない。

役所出身のS課長については、特に好き嫌いは無い模様である。ただ、余人の真似のできない特技がある。熱々の中華そば（みそラーメンが好み）の喰い方が早いのである。まず、熱い麺をひと箸分持ちあげて汁を切り、左手のれんげに載せる。一息吹き掛けてそれを箸でつつと啜り込む。次の一箸分をすくい取りれんげに載せ一息吹き掛けて啜る。これが繰り返される。熱い汁の中から麺を直接口へ運ばないのである。原理は、れんげに汁を切っていったん置く間に、どうやら少し冷める点にあるらしい。

他のメンバーは普通の食べ方なので、熱い汁から麺を取り出し、いちいちふーふー口で吹きながら食べている。だけどこのほうが旨いのではないかと思う。

平成6年度になって、この食事のメンバーに人事異動で変化が生じた。あのうるさいIとHが居なくなったのである。このため、新しいメンバーで今のところ

自分の我意は押さえて、お互いに同行者を気遣いながら仲良く食事に出かけている。いつか元に戻る可能性もあるが、I、H程の悪（わる）は居ないので大丈夫だろう。

話は変わるが、夜の部である。

内神田には知る人ぞ知る油濁バーがある。食物が出ないのでスナックやパブではない、バーである。飲物は八丈島産地直送の焼酎一本やり、県漁連や役所の人でも、どんな偉い人が来ようと変わらない。自分の好みのアルコールがほしい人は持ち込みでなければならない。ここに案内された人も少なく無いと思うが、なかなか乙なものである。近年までは年寄が多く椅子に座って呑んでいたが、平成4～5年頃（I、Hが揃っていた頃）から何故か立ちっぱなしで呑むようになった。今後はホストも客も歳をとってくるので、まもなく再び座って呑むことになるだろう。

（前 油濁基金 業務部長）

平成5年度 事業の概要

当基金の平成5年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁に関する漁業被害救済事業、防除・清掃事業及び漁場油濁の防止に関する調査啓蒙事業を実施した。

漁業被害救済事業及び防除・清掃事業については、被害額等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開催し、慎重審議を行った。漁業被害を受けた県及び規模の大きい防除・清掃事業を実施した県については、県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開き、基礎資料の収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告することとしているが、本年度は漁業被害、防除・清掃とも地方審査会を開催するには到らなかった。

基金は、中央審査会における審議結果を受け被害金額等を認定し、被害漁業者に対して救済金及び防除費を交付した。

調査啓蒙事業としては、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための、調査研究及び技術開発を行うため、昭和59年度から開始した油濁被害防止対策事業を引き続き実施した。また、会報の発行、被害対策のポスターの

作成を後援するなど関係者への啓蒙普及に努めるとともに、オイルボール漂着の常襲地区等における漂着状況実態査を実施した。また、救済金等の配分状況検査を実施した。

1. 漁業被害救済事業

平成5年度に漁業被害救済事業の対象となった漁業被害は、2件（4～3月）で、救済額は774万円となり、過去最低の前年度の1件、1,319万円を更に大きく下回った。

前年度は、例年、冬期に東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で発生するのり養殖業の油濁被害が1件も無く極めて異例の年であったが、本年度は、平成6年1月と3月に各1件が発生した。幸いにものり漁場の被害としては比較的小規模なものであった。

漁業被害救済事業の対象（件数、金額）の減少は、一つには最近における産業活動の不活性化に伴う油輸送の減少等と関連していると考えられるが、この種の事故は皆無とは成り難く、本年度においても事故は発生したものの幸いにして、規模が小さく当基金の対象事業とならなかったもの、また、関係者及び漁業者の早期発見による防除措置による被害の未然防

止が功を奏したものが少なからずあった。

従って、現実には油濁事故は後を断たず、いつ被害が発生しても不思議ではない状況にある。

本年度は漁業被害として救済対象になったものは、先ず、平成6年1月末に愛知県常滑市地区ののり漁場（隣接する3漁協）に廃油が流入し、養殖中ののりを汚染したものである。当日製造した乾のり製品にも一部油の混入が認められたため、これら生のり、乾のりを廃棄した。被害額は、生のり510kg、14万円、乾のり製品11万2千枚、128万円、合わせて142万円とのりの被害としては比較的軽微であった。

次に、平成6年3月中旬、広島県福山市地区ののり漁場にC重油が流入し、のり支柱柵漁場の1,440柵が汚染された。このため、当日製造の乾のり製品6万枚及び生のり3万3千kgを廃棄処分した。被害額は生のり584万円、乾のり製品47万円の合わせて631万円であった。

上記の漁業被害に関する救済金の額は、7,745,221円となり、年度末発生のため全額を支払備金に計上した。

2. 防除・清掃事業

平成5年度に防除・清掃事業の対象となった事故は、16件（1～12月）で、その認定額は3,300万円となり、件数で前年度を11件（41%）下回ったが、金額でも5,298万円（62%）と大幅に下回った。

前年度は、大規模なオイルボールの漂着が青森、長崎、鹿児島県で発生したため、当基金の準備金を取り崩して支払うほどであったが、本年度は、比較的小規模なものが主体であり、また、例年の常襲地である南西諸島（鹿児島、沖縄県）へのオイルボール漂着が大幅に減少した。

事故は、青森県から沖縄県にいたる8都県で発生したが、油の形状としては、オイルボールの漂着によるものが圧倒的に多く、液状油によるものは、青森、千葉、石川、島根各県でそれぞれ1件ずつ発生し、件数の25%、金額の2%を占めるに過ぎなかった。

発生場所としては、やはり鹿児島・沖縄両県が件数で43%、金額では82%と大半を占めているが、本年は、先にも述べたとおり南西諸島へのオイルボールの漂着が大幅に減少したのが特徴である。また、前年度は、青森から長崎にかけての日本海側でのオイルボール漂着が多かったが、本年度の場合も石川、鳥取、島根で4件、155万円の被害が発生し、件数の25%、金額の5%を占めた。

これらの油について、磯根資源等沿岸漁業への被害の発生を未然に防止するための海岸清掃作業、漁場への流入を食い止めるための船による航走拡散、又は吸着マットによる吸着作業、回収した汚染物の廃棄作業等の防除・清掃事業を実施した。

発生時期は、2月から6月に集中しており全体の81%（13件）を占め、例年発生が多い10月から1月にかけては僅かに2件に過ぎなかった。

以上の防除・清掃事業に要した防除費の総額は33,004,022円となった。

3. 調査啓蒙事業

(1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生を未然に防止し、又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うための、油濁被害防止対策事業を前年度に引き続き実施した。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して、事業実施計画、実施結果等についての検討を行い、専門の調査機関に委託して実施した。

本年度実施した調査研究事業は、次のとおりである。

生物的油濁処理技術開発事業

漁場において発生した油濁事故の処理は、多くの場合オイルフェンス、吸着マット、油処理剤等を使用した物理・化学的方法により行われているが、これらの方法では、流出した油を完全に除去することが難しい。更に、油が岩礁、砂浜等に付着した場合は、その除去は特に困難である。

従って、最終的には、自然の浄化力に依存しているのが現状であり、この自然の浄化作用においては、微生物による分解が大きく働いている。

そこで、平成3年度から5年計画で石油分解微生物製剤の効果の解明、栄養素薬剤の活用、更には、新規処理剤の開発等を含めた事業を実施することとした。

今年度は、新規処理剤の開発方針を、漂着油の解乳化により油の表面積を広げ、海砂等に吸着させた上、栄養素の助けを借りて現場の微生物により油の分解を促進させることと定め、これに必要な漂着油の吸着安定性の検討及び効果的な栄養素のスクリーニングを行うとともに、これらを利用した剤による漂着油の分解性の検討を行った。

(2) その他の調査啓蒙事業

ア. オイルボール漂着状況実態調査

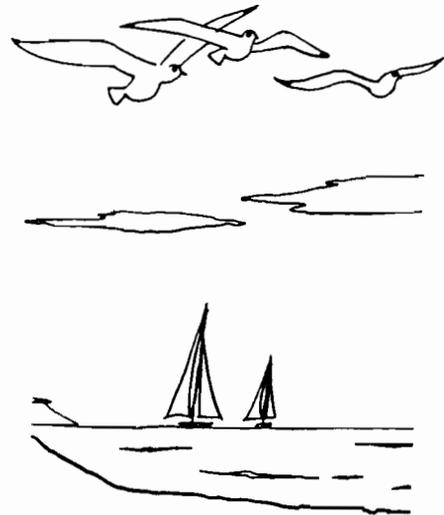
オイルボールが常襲的に漂着する地域について、漂着が集中する時期の実態を関係県漁連の協力を得て調査し、被害の様態を明らかにするとともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出し、漁業被害発生の恐れがあるものについては防除・清掃事業を行うよう指導し、漁業被害の未然防止と漁場の保全を図った。

イ. 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑かつ適切な推進に資するため、当基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁協においてどのように配分されているかの検査を、業務方法書第13条に基づき当基金の職員及び当基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

ウ. 啓蒙普及活動等について

- (ア) 東京湾及び瀬戸内海における漁場油濁の防止対策に関するポスターの作成を前年に引き続き後援した。
- (イ) 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回にわたり作成し、全国の漁協を始め関係機関へ配布し油濁被害救済制度の普及に努めた。
- (ウ) 瀬戸内海における油濁防止対策等を推進し、漁場の環境保全を図ることを目的として設立されている瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会に当基金も参加、会議等への出席、研修会への講師派遣等油濁防止対策に係る啓蒙活動に尽力した。



平成5年度 漁場油濁被害救済実績

1. 被害発生状況

(単位：件、円)

件 数	認 定 額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
		件 数	認 定 額	件 数	認 定 額
18	40,749,243	2	7,745,221	16	33,004,022

2. 都道府県別発生状況

(単位：件、円)

都道府県別	区分	件数	認 定 額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
				件数	認 定 額	件数	認 定 額
青 森		1	159,195	—	—	1	159,195
千 葉		3	3,777,631	—	—	3	3,777,631
東 京		1	242,596	—	—	1	242,596
愛 知		1	1,428,053	1	1,428,053	—	—
石 川		1	19,638	—	—	1	19,638
鳥 取		1	275,322	—	—	1	275,322
島 根		2	1,260,990	—	—	2	1,260,990
広 島		1	6,317,168	1	6,317,168	—	—
鹿 児 島		5	24,189,412	—	—	5	24,189,412
沖 縄		2	3,079,238	—	—	2	3,079,238
合 計		18	40,749,243	2	7,745,221	16	33,004,022

平成5年度漁場油濁被害発生図

(注) ◎印は、漁業被害及び防除清掃を示す。
無印は、防除清掃のみを示す。



平成5年度漁場油濁被害発生状況一覽表

(単位：円)

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害状況	関係漁協	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
1	千葉県内房地区	平成 5. 4. 8	鯉南町から館山市に至る内房海岸	柔らかいオイルボールが広範囲に漂着、ヒジキや各種魚類養殖施設に被害の恐れがあり清掃した。	富浦町、保田、勝山、富山町、相浜漁協	—	3,664,589	3,664,589
2	沖縄県池間島地区	5. 4. 13	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してモズク養殖や採貝漁業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	2,750,158	2,750,158
3	東京都新島地区	5. 5. 6	新島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してトサカノリやエビ網に被害の恐れがあり清掃した。	若郷漁協	—	242,596	242,596
4	石川県能登沖地区	5. 5. 20	能登半島沖合底曳網漁場	漁獲物にベトベトした油が混入して漁獲物、漁網、船体を汚染し清掃した。	金沢市漁協	—	19,638	19,638
5	鹿児島県種子島地区	5. 6. 21	中種子町西海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して根付資源や磯建網に被害の恐れがあり清掃した。	中種子町漁協	—	742,025	742,025
6	島根県隠岐島地区	5. 6. 27	浦郷漁協地先三度海岸	タール状の油が漂着、再流出して定置網や磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。	浦郷漁協	—	431,450	431,450
7	鹿児島県種子島地区	5. 6. 28	南種子町地先海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出して根付資源や磯建網に被害の恐れがあり清掃した。	南種子町漁協	—	2,653,740	2,653,740
8	千葉県館山市地区	5. 8. 16	相浜漁協地先海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、根付資源に被害の恐れがあり清掃した。	相浜漁協	—	19,320	19,320

No.	県・地区名	発成年月日	発生場所	被害及び作業の状況	関係漁協	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
9	千葉県木更津市地区	平成 5. 10. 13	牛込漁協のり漁場沖	のり漁場に油膜を発見、流入の恐れがあり、ただちに吸着マットと航走攪拌により防除した。	金田漁協、牛込漁協	—	93,722	93,722
10	沖縄県渡名喜島地区	5. 12. 15	渡名喜島アンジェーラ海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝・採藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	渡名喜村漁協	—	329,080	329,080
11	沖縄県渡名喜島地区	6. 1. 11	渡名喜島アンジェーラ海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝・採藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	渡名喜村漁協	—	606,280	606,280
12	鹿児島県屋久島地区	6. 1. 17	屋久町地先安房海岸	漂着したドラム缶から廃油が漏出し付近の磯建網漁業に被害の恐れがあり清掃した。	屋久町漁協	—	45,199	45,199
13	愛知県常滑市地区	6. 1. 31	鬼崎・小鈴谷・野間漁協のり漁場	のり漁場に廃油が流入、生のを汚染し、また製品に油が混入し被害を与えた。	鬼崎漁協 小鈴谷漁協 野間漁協	1,428,053	2,608	1,430,661
14	沖縄県宮古島地区	6. 2. 16	宮古島北東海岸一帯	タール状の油が付着したゴミ等と共に漂着、再流出してモズク養殖に被害の恐れがあり清掃した。	平良市漁協	—	2,363,280	2,363,280
15	広島県福山市地区	6. 3. 14	水呑町漁協のり漁場	粘度の高いC重油がのり漁場に流入、生のを汚染し、また製品に油が混入し被害を与えた。	水呑町漁協	6,317,168	525,580	6,842,748
				(平成5年4月1日～平成6年3月31日まで) 15件	計	7,745,221	14,489,265	22,234,486

中央審査会の動き

◎平成6年度第1回中央審査会

平成6年4月27日、平成6年度第1回中央審査会が開催され、愛知県常滑市地区及び広島県福山市地区ののり養殖業に係わる2件の漁業被害と沖縄県宮古島地区の防除清掃関係の案件について審査が

行われた。漁業被害2件については、両県漁連担当者も出席し、基金事務局とともに、両県漁連作成の「被害調査書」に基づき説明した。慎重審議、検討の結果、別表のとおり了承された。

平成6年度第1回中央審査会上程分

県・地区名	発 生 年月日	発生場所	関係漁協	被害内容	認 定 額		被 害 状 況
					漁業被害	防除・清掃	
愛知県常滑市 地区	平成 6. 1.31	鬼崎・小鈴 谷・野間漁 協のり漁場	鬼崎漁協 小鈴谷漁協 野間漁協	漁業被害 防除清掃	1,428,053	2,608	のり漁場に廃油が流入、 生のりを汚染し、また製 品に油が混入して被害を 与えた。
沖縄県宮古島 地区	6. 2.16	宮古島北東 海岸一帯	平良市漁協	防除清掃	—	2,363,280	タール状の油が、油の付 着したゴミ等とともに漂 着、再流出してモズク養 殖に被害の恐れがあり清 掃した。
広島県福山市 地区	6. 3.14	水呑町漁協 のり漁場	水呑町漁協	漁業被害 防除清掃	6,317,168	525,580	粘度の高いC重油がの り漁場に流入、生のりを 汚染し、また製品に油が 混入して被害を与えた。
合 計					7,745,221	2,891,468	

労務費及び漁船用船費の改訂について

労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成6年4月1日より次のように改める。
ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、最高1時間当たり110円迄の金額をこれに付加し得るものとする。

労 務 費

	新	旧
労 務 費 (1時間当たり)	円 950	円 920

漁船用船費（1日当り）

	新	旧
1 t 未 満 船	円 17,800	円 18,200
1 t ~ 3 t	円 23,200	円 22,800
3 t 以 上 船	円 39,400	円 45,700

（4時間以下は半額）

地方審査会委員名簿

任期満了に伴い、平成6年8月当基金理事長から委嘱された都道府県漁場油濁被害等認定審査会の委員（任期は平成6年8月1日～平成8年7月31日）は、次のとおりです。

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	
青	石 岡 勝 栄	青森県漁業協同組合連合会 専務理事	
	高 杉 芳 暉	青森県信用漁業協同組合連合会 専務理事	
	森 内 秀 麿	青森県漁業共済組合 専務理事	
	後 藤 亮 丞	青森県漁業協同組合連合会 業務部長	
	小 野 憲 一	青森県水産部 次長	
	菅 野 溥 記	青森県水産増殖センター 所長	
	櫻 田 守 美	青森県環境保健部環境保全課長	
森	羽 賀 兵 吉	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
	坂 上 寿 一	青森県石油商業協同組合 理事長	
	伊 藤 彰 八	東北電力(株)青森支店 支店長	
	土 生 哲	東北内航海運組合 専務理事	
宮	阿 部 國 夫	宮城県漁業協同組合連合会 会長理事	
	小 野 齋	宮城県漁業協同組合連合会 専務理事	
	毛 呂 達 夫	宮城県信用漁業協同組合連合会 専務理事	
	大 山 守 一	宮城県漁業共済組合 組合長	
	藤 原 等	宮城県水産林業部技監兼次長（技術担当）	
	泉 野 三 郎	宮城県水産林業部 水産課長	
	丹 野 重 雄	宮城県水産研究開発センター 所長	
	大 森 迪 夫	東北大学農学部助教授	
	城	齋 藤 八 郎	宮城県商工会議所連合会 常任理事
		佐々木 善 昭	宮城県石油商業協同組合 海上部会幹事
		土 生 哲	東北内航海運組合 専務理事

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
千 葉	岡 田 榮 次	千葉県漁業協同組合連合会 常務理事
	布 施 博	千葉県漁業共済組合 常務理事
	川 名 久 雄	(財)千葉県漁業振興基金 前専務理事
	佐 藤 新	(財)千葉県漁業振興基金 専務理事
	海 保 宣 之	千葉県水産部水産課長
	佐 藤 隆 義	千葉県水産部栽培漁業課長
	木 村 正 純	千葉県水産試験場長
	岩 瀬 良 三	(社)千葉県商工会議所連合会 専務理事
	吉 野 穆 彦	(社)東京湾海難防止協会千葉県支部長
	塚 田 昭 夫	(社)千葉県経済協議会 専務理事
	中 村 富 次	千葉県内航海運組合 常務理事
北 東 京	菊 地 滋 夫	東京都漁業協同組合連合会 会長理事
	津久井 清	港漁業協同組合 組合長理事
	林 道 男	東京都漁業共済組合 専務理事
	三 村 哲 夫	東京都漁船保険組合 専務理事
	岩 田 光 正	東京都労働経済局農林水産部水産課長
	仲 村 正二郎	東京都水産試験場長
	平 井 健 二	東京都水質保全部水質規制課長
	山 下 悦 旦	東京商工会議所 中小企業相談センター課長
	笹 野 好 男	東京商工会議所 名誉議員 (千歳商会社長)
	郷 良太郎	東京商工会議所議員 (ニチエン化工社長)
鹿 嶋 精一郎	関東沿海海運組合 専務理事	
愛 知	長 木 一	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	荒 井 幸二郎	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事
	中 村 匡 宏	愛知県漁船保険組合 組合長理事
	小野田 恒三郎	愛知県漁業共済組合 参事
	安 藤 幸 夫	愛知県農業水産部技監兼水産振興室長
	瀬 古 幸 郎	愛知県水産試験場長
	喜 田 和四郎	前三重大学生物資源学部教授
	古 田 二 朗	古田技術事務所 所長
	杉 浦 増 親	東海鉄鋼協会 専務理事
	北 村 修 一	出光興産(株) 愛知製油所副所長
加 藤 貢	東海内航海運組合 理事長	

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
福 井	五十嵐 賢 二	福井県漁業協同組合連合会 専務理事
	白 崎 晃 男	福井県漁業共済組合 参事
	富 田 武 司	福井県漁船保険組合 参事
	(欠 員)	
	稲 津 悦 朗	福井県県民生活部環境保全課長
	藤 田 純 一	福井県農林水産部水産課長
	今 攸	福井県水産試験場長
	山 口 達 郎	福井県商工会議所連合会 専務理事
兵 庫	山 田 郁 光	セーレン(株) 取締役技術開発部研究開発部長
	中 田 潔	東洋紡績(株) 敦賀工場工務部長
	青 正 輔	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事
	天 野 栄 蔵	兵庫県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	坂 井 登	兵庫県漁業共済組合 専務理事
	廣 末 哲 郎	(財)兵庫県水産公害対策基金 専務理事
	本 下 堯 敏	兵庫県農林水産部水産課長
	神 山 武	兵庫県保健環境部環境局水質課長
	山 内 幸 児	兵庫県立水産試験場長
	楫 谷 力 生	姫路商工会議所 専務理事
岡 山	和 田 武 憲	(株)神戸製鋼所 環境エネルギー部次長
	遠 山 達 彦	出光興産(株) 兵庫製油所副所長
	三 好 一 郎	兵庫海運組合 専務理事
	西 川 太	岡山県漁業協同組合連合会 専務理事
	新 谷 荘 一	共水連 岡山県事務所長
	大 塚 光一郎	(財)倉敷水産協会 専務理事
	清 水 昭	(財)岡山県漁業操業安全協会監事
	片 山 勝 介	岡山県農林部水産課長
	安 家 重 材	岡山県水産試験場長
	三 宅 英 吉	岡山県地域振興部環境保全課長
山	大 森 智	岡山県商工会議所連合会 専務理事
	櫻 井 正 孝	三菱石油(株) 水島製油所 副所長
	山 本 三 郎	耐火物協会中国四国支部長
	中 西 宝	岡山中部海運組合 理事長

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
広 島	吉 岡 好 夫	広島県漁業協同組合連合会 会長理事
	渡 辺 隼 夫	広島県漁業協同組合連合会 専務理事
	角 本 彌久治	広島県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	中 本 實	広島県漁業共済組合 組合長
	橋 本 茂 明	広島県農政部水産漁港課長
	阪 本 博 臣	広島県環境保健部環境保全課長
	水 野 嘉 治	広島県水産試験場長
	桑 田 耕 造	広島県商工会議所連合会 幹事長
	佐 藤 健太郎	日本鋼管(株) 福山製鉄所 総務部総務室長
	鈴 木 剛	広島県石油商業組合 理事長
木 村 和 三	中国地方海運組合連合会 専務理事	
山 口	濱 村 博	山口県漁業協同組合連合会 専務理事
	富 山 昭	(社)山口県栽培漁業公社 常務理事
	岡 本 孝 夫	山口県信用漁業協同組合連合会 参事
	柳 田 高 治	山口県漁業共済組合 専務理事
	原 田 壽美雄	山口県水産部 次長
	岩 男 廣 美	山口県環境保健部 環境保全課長
	田 村 瀬	山口県内海水産試験場 場長
	高 嶋 壽 男	岩国商工会議所 専務理事
	森 田 勝	出光興産(株) 徳山製油所副所長
	山 切 睦 彦	宇部興産(株) 総務部長
中 村 徹 哉	山口県内航海運組合 専務理事	
島 根	青 山 善太郎	島根県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	中 島 俊 夫	島根県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長
	谷 口 一 春	島根県漁業共済組合 組合長理事
	渡 邊 健 造	(社)島根県栽培漁業協会 理事
	牛 島 籌 人	島根県農林水産部漁業管理課長
	高 橋 伊 武	島根県水産試験場長
	飯 塚 紀	島根県環境生活部消防防災課長
	当 木 哲 夫	島根県商工会議所連合会 幹事長
	土 田 好 治	島根県商工会連合会 会長
	持 田 治 雄	島根県石油商業組合 理事長
	板 谷 俊 雄	隠岐地区海運組合 理事長

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
香 川	長 町 鉄二郎	香川県漁業協同組合連合会 代表理事副会長
	藤 原 恵三郎	香川県海苔養殖研究会 会長
	多 田 政 信	香川県漁業共済組合 専務理事
	平 岡 雅 朗	香川県漁業操業安全協会 事務局長
	打 越 貞 光	香川県農林水産部 水産課長
	小 野 知 足	香川県水産試験場長
	横 井 聡	香川県環境保健部 環境保全課長
	星 川 栄二郎	香川県商工会議所連合会 専務理事
	秦泉寺 昇	四国電力(株) 高松支店 支店長
	多田羅 進	香川県石油商業組合 理事長
雑 喉 平三郎	香川県海運組合 理事長	
愛 媛	二 宮 英 二	愛媛県漁業協同組合連合会 専務理事
	檜 垣 哲 男	愛媛県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	上 田 清 水	愛媛県漁業共済組合 参事
	堀 本 次 男	愛媛県漁業信用基金協会 専務理事
	前 田 健 二	愛媛県水産局水産課長
	菊 地 弘	愛媛県中予水産試験場長
	御手洗 清	愛媛県保健環境部 環境保全課長
	長谷部 稔	愛媛県商工会議所連合会 事務局長
	篠 崎 護	四国電力(株) 松山支店 取締役支店長
	大 塚 卓 雄	コスモ松山石油(株) 総務部長
白 石 義 弘	愛媛地区海運組合 理事長	
高 知	木 村 光 廣	高知県漁業協同組合連合会 専務理事
	久 保 光 男	高知県漁業共済組合 専務理事
	岡 田 誠 一	高知県漁業信用基金協会 専務理事
	森 本 源一郎	高知県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	竹 澤 嘉 治	高知県水産局漁業振興課長
	石 田 善 久	高知県水産試験場長
	兼 松 直 彦	高知県保健環境部環境対策課長
	下 元 敏 晴	高知弁護士会
	田 上 正 雄	高知県商工会議所連合会 専務理事
	渋 谷 唯 猪	高知県石油業協同組合 専務理事
	田 部 慶 喜	高知県海運組合 理事長

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
福 岡	白 木 秋 好	福岡県漁業協同組合連合会 専務理事
	小 宮 光 峰	福岡県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	佐 野 雄 一	福岡県漁船保険組合 専務理事
	畑 中 進	福岡県漁業共済組合 専務理事 参事
	熊 野 修 治	福岡県保健環境部環境保全課長 改政
	花 田 擴 幸	福岡県水産林務部水産振興課長
	寿 崎 洋 一	福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所長
	伊 藤 正 行	福岡県商工会議所連合会 事務局長
	若 杉 健太郎	(株)新出光 代表取締役名誉会長
	伊 藤 陽一郎	九州電力(株) 理事電源立地部長
有 田 和 磨	九州地方海運組合連合会 専務理事	
大 分	安 藤 治 人	大分県漁業協同組合連合会 会長理事
	富 沢 泰 一	大分県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	呉 藤 一 郎	大分県漁業共済組合 組合長
	阿 部 哲 次	大分県漁船保険組合 組合長
	山 田 定 光	大分県林業水産部漁政課長
	山 田 朝 男	大分県環境保健部公害規制課長
	佐 藤 利 吉	大分県水産試験場長
	安 見 蔚	大分県商工会議所連合会 専務理事
	橋 田 茂 仁	昭和電工(株) 大分事業所 所長
	石 井 英 也	九州石油(株) 大分製油所 総務部長
首 藤 秀 敏	大分県海運組合 専務理事	
長 崎	川 端 勲	長崎県漁業協同組合連合会 専務理事
	金 田 典 久	長崎県信用漁業協同組合連合会 融資部長
	坂 江 松一郎	長崎県漁業信用基金協会 参事
	甲斐原 英 雄	長崎県漁業共催組合 参事
	徳 島 惇	長崎県水産部 生産流通課長
	宮 原 友 喜	長崎県環境保全課長
	立 石 賢	長崎県水産試験場長
	高比良 昇	長崎県商工会議所連合会 事務局長
	石 橋 要	長崎県経営者協会 専務理事
	藤 岡 邦 雄	長崎県石油協同組合 理事長
	大久保 栄	長崎地区海運組合 事務局長

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
鹿 児 島	中 村 幸 雄	鹿児島県漁業協同組合連合会 専務理事
	福 留 正 志	鹿児島県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	阿久根 邦 夫	鹿児島県漁業共済組合 常務理事
	茶 園 正 明	鹿児島大学水産学部 学部長
	塩 満 暁 洋	鹿児島県林務水産部水産振興課長
	小 磯 誠	鹿児島県保健環境部環境保全課長
	荒 牧 孝 行	鹿児島県水産試験場長
	村 尾 勉	鹿児島県環境技術協会 事務局長
	小 野 耕 一	九州電力(株) 鹿児島支店 支店長
	田 中 稔	鹿児島商工会議所 専務理事
宮 四郎志	鹿児島内航海運組合 事務局長	
沖 縄	伊野波 盛 仁	沖縄県漁業協同組合連合会 専務理事
	高 原 俊太郎	沖縄県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	玉 城 利 夫	沖縄県漁業共済組合 組合長
	崎 山 憲 一	沖縄県漁業信用基金協会 専務理事
	嘉 数 清	沖縄県農林水産部 漁政課長
	松 川 初 男	沖縄県環境保健部環境保全課長
	奥 間 徳五郎	沖縄県水産試験場長
	米 村 幸 政	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
	湊 川 武 弘	沖縄電力(株) 研究開発部長
	稲 嶺 康 久	沖縄石油精製(株) 安全環境部長
慶 田 欣 政	沖縄地方内航海運組合 専務理事	

評議員の委嘱について

当基金の評議員に異動があり、次のとおり委嘱されました。

新任者	前任者
吉田 隆一 全国海苔貝類漁業協同組合連合会 専務理事	九鬼 隆政 (同 左)
嘉数 清 沖縄県農林水産部漁政課 課長	島袋 真栄 (同 左)

(任期は、前任者の残任期間平成7年3月5日まで)

役員の変更について

平成6年5月25日開催の平成6年度第1回理事会において専務理事の改選が行われ、次のとおりとなりました。

役職	新任者	前任者
専務理事	稲垣 友三郎	大橋 孝治

(前専務理事大橋孝治氏の辞任に伴う改選)

(官庁等人事異動)

官庁人事異動

所 属	発令年月日	職 名	新 任 者	前 任 者
水 産 庁	H.6. 5.26	研究部 漁場保全課 課長	杉 浦 正 悟	吉 崎 清
通商産業省	H.6. 7.11	環境立地局 環境政 策課 課長	羽 山 正 孝	今 井 康 夫
”	H.6. 4. 1	環境立地局 環境政 策課 係長	漆 畑 昌 寿	原 田 慶 一
運 輸 省	H.6. 6.29	海上交通局 総務課 課長	筑 波 章	東 沢 聡
”	H.6. 4. 1	海上交通局 総務課 補佐官	小 倉 重 雄	内 海 祐 二
”	H.6. 4. 1	海上交通局 総務課 係長	佐久間 正 男	今 元 順 一

基金人事異動

採 用			退 職		
発令年月日	職 名	氏 名	退職年月日	前職名	氏 名
H.6. 7. 1	業務部長	大 西 正 剛	H.6. 5.24	業務部長	森 安 良



海岸へのオイルボール漂着状況

平成5年3月2日、島根県大田市から仁摩町に到る海岸一带に小粒で柔らかいオイルボールが大量に漂着、再流出してイワノリやワカメ養殖に被害の恐れがあり、地元漁業者により海岸の清掃を行った。

(編集後記)

- 当基金の中央漁場油濁被害等認定審査会委員である小川弁護士に寄稿いただいた「国際油濁補償基金の解説」は、本誌No.54号より3回に分け掲載して参りましたが、本号をもって完結といたします。

なお、この記事に関連して質問がありましたら、当基金あてにご連絡下さい。小川弁護士の指導のもとにご回答することといたします。

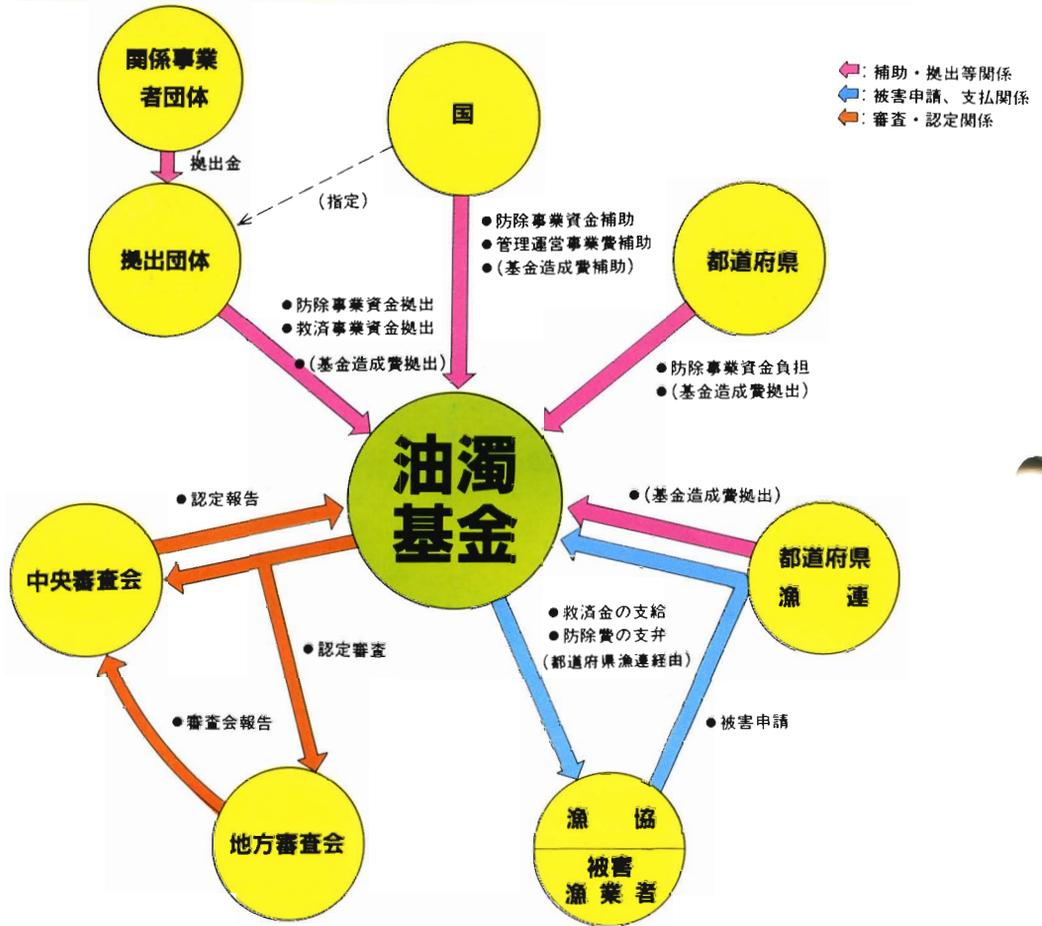
- 「油濁基金だより」は、毎年3回発行してきましたが、諸般の都合により平成6年度から年2回(8月、3月)の発行といたします。

今後とも、皆様方よりのご投稿をお願いいたします。

内容につきましては、特に制限ありません。油濁被害に関すること、漁業のこと、ご意見、ご質問、ご希望等なんでも結構です。

なお、採用分につきましては、薄謝を進呈いたします。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係
通商産業省関係

㈱大日本水産会
 石油連盟
 ㈱経済団体連合会
 ㈱日本貿易会
 日本アンモニア協会
 ㈱日本ガス協会

運輸省関係

㈱日本船主協会
 ㈱日本船舶振興会

電気事業連合会
 ㈱日本電機工業会
 ㈱日本産業機械工業会
 日本化学繊維協会

日本内航海運組合総連合会

㈱日本鉄鋼連盟
 ㈱日本自動車工業会
 石油化学工業協会
 ㈱セメント協会

㈱日本旅客船協会

発行日 1994年8月
 発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金
 住所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1
 鎌倉河岸ビル6階
 電話 03-3254-7033
 ファックス 03-3254-3978 ㊞